

安全衛生分科会報告「今後の労働安全衛生対策について」の概要 (昨年12月27日、公労使一致の形で取りまとめられ、大臣に建議されたところ)

労働安全衛生対策の現状と課題

- 平成15年の夏以降、爆発・火災等の重大災害が頻発しており、危険性・有害性の調査とそれに基づく対策の不備等が指摘されていることから、これらに対応した安全衛生管理の仕組みを導入することが求められている。
- 近年、過労死について労災の認定件数が高水準で推移するなど、過重労働による健康障害や過労自殺が多発していることから、人命尊重の観点から効果的な措置を講じることが求められている。

法改正の基本的方向性

- 重大災害の頻発、過重労働による健康障害等の多発等の社会経済情勢の変化に対応するため、労働安全衛生対策を見直すことが必要。

具体的な改正内容

- (1) 危険性・有害性の低減に向けた事業者の措置の充実
製造業等で頻発した労働災害を防止するため、次の措置を講じること。
 - ① 危険性・有害性に係る調査及び低減措置を拡充するとともに、その自主的な取組を促すため、こうした措置を適切に行っていると認められる事業者について、機械等に係る事前の届出義務を免除すること。
 - ② 危険・有害な化学物質について、容器・包装の表示や、譲渡・提供の際の文書交付に関する制度を改善すること。
 - ③ 設備の改造・修理・清掃の仕事の外注化が進展する中で、爆発等のおそれがある化学設備について、その仕事を発注する者が請負人に対して必要な情報を提供すること。
 - ④ 製造業等における業務請負の増加に対応するため、元方事業者が作業間の連絡調整を行うこととする。
- (2) 過重労働・メンタルヘルス対策の充実
事業者は、一定以上の時間外労働等を行った労働者を対象とした医師による面接指導等を行うこと。

労災保険部会報告「労働者災害補償保険制度の改善について」の概要
(昨年12月21日、公労使一致の形で取りまとめられ、大臣に建議されたところ)

労災保険制度の課題

- 働き方の多様化等の社会経済情勢の変化に適切に対応し、労災保険制度がその役割を十全に果たしていくことが重要な課題。

法改正の基本的方向性

- 昭和48年に創設された通勤災害保護制度について、働き方の多様化等に適切に対応したものに見直していくことが必要。

具体的な改正内容

- (1) 複数就業者の事業場間の移動について
移動先の事業場における労務の提供に不可欠であること、事業場間の移動中の災害はある程度不可避免的に生ずる社会的な危険であると評価できること等から、通勤災害保護制度の対象とすることが適当。
- (2) 単身赴任者の赴任先住居・帰省先住居間の移動について
労働者が労務を提供するため家族と別居して赴任先住居に居住していることから、赴任先住居・帰省先住居間の移動中の災害はある程度不可避免的に生ずる社会的な危険であると評価できること等から、通勤災害保護制度の対象とすることが適当。

労働条件分科会報告「今後の労働時間対策について」の概要 (昨年12月17日、公労使一致の形で取りまとめられ、大臣に建議されたところ)

労働時間対策の現状と課題

- 近年、労働時間分布の長短二極化、年次有給休暇の取得率の低下
→労働者の心身の健康の保持、仕事と生活の柔軟な組み合わせが課題。
↓
- 今後は、個々の労働者の健康や生活に配慮した労働時間等の設定が必要。
時短促進法の枠組みを継承し、労使の自主的取組を促進することが効果的。

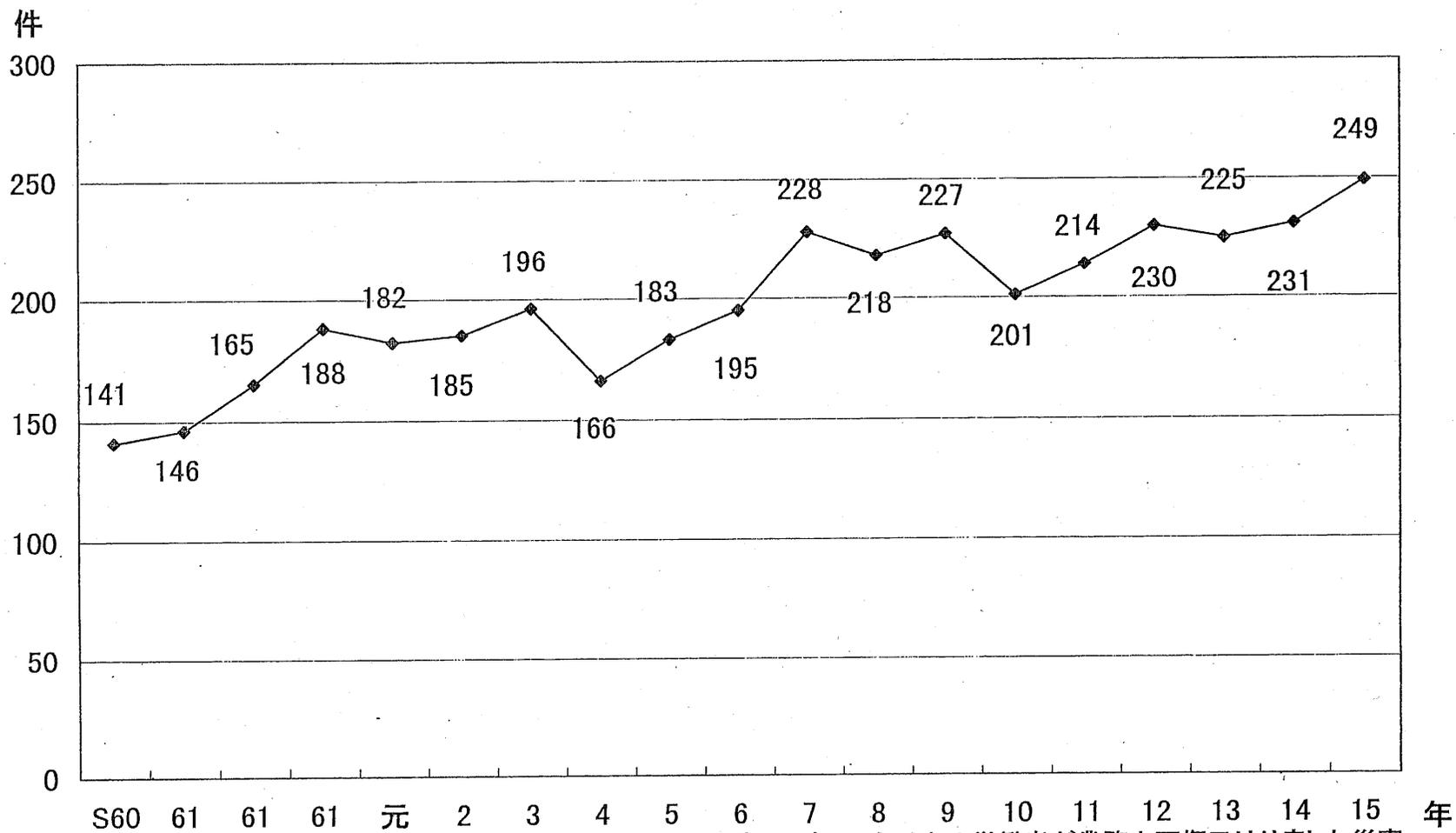
法改正の基本的方向性

- 「時短の目標（1800時間）に向けた取組を推進する」法律から「労働時間等の設定を労働者の健康や生活に配慮し、多様な働き方に対応したものへ改善する」法律に改めることが適当。

具体的な提言内容

- (1) 労働時間短縮推進計画について
全労働者一律の目標を掲げる計画を、事業主が労働時間等の設定改善に取り組む際の厚生労働大臣定めの指針とすることが適当。
- (2) 事業場における実施体制について
 - ・ 委員会の設置等の体制整備を事業主の努力義務とするとともに、一定の委員会の決議に労使協定に代替する機能等を認めることが適当。
 - ・ 委員会の設置促進のため、既存の委員会（例えば、衛生委員会など）の活用が考えられること。
- (3) 事業主に対する支援について
公益法人改革の観点から、指定法人制度及び指定法人に対する交付金に基づく施策等は廃止することが適当。
 - 中小企業等の事業場での委員会設置や、指針に基づく措置の円滑な実施のため、必要とされる支援に絞って効果的に実施することが適当。

最近の重大災害の発生件数の推移(全産業)



重大災害: 一時に3人以上の労働者が業務上死傷又はり病した災害

平成15年及び16年に発生した主な災害等の概要

1. 福岡県内の製鉄所における溶鋼流出災害

(福岡県北九州市)

平成15年7月、溶鋼を入れた鍋をクレーンで秤量機に載せる際に当該鍋から溶鋼が流出し、1名が死亡、2名が負傷した。

2. 三重県内のごみ固形燃料貯蔵施設における爆発災害

(三重県桑名郡多度町)

平成15年8月、ごみ固形燃料の貯蔵サイロが爆発し4名が負傷した。同月、同サイロの火災を消火作業中に、再度サイロが爆発し、2名が死亡、1名が負傷した。

3. 愛知県内のガソリン貯蔵タンクにおける火災災害

(愛知県名古屋市)

平成15年8月、ガソリン貯蔵タンクの改修工事中、タンクから外に流れ出た気化ガソリンに引火し、火災となり、6名が死亡、1名が負傷した。

4. 愛知県内の製鉄所のコークスガスタンクにおける爆発災害

(愛知県東海市)

平成15年9月、コークス炉で発生したガスを貯蔵するタンクが爆発し、17名が負傷した。

5. 栃木県内のタイヤ工場における火災

(栃木県黒磯市)

平成15年9月、ゴムと薬品を混ぜる工程の建物から出火し、火災となった。

6. 北海道内の製油所における火災

(北海道苫小牧市)

平成15年9月、地震発生後、原油貯蔵タンクにおいて出火し、火災となった。また、同月、同じ製油所内のナフサ貯蔵タンクにおいて出火し、火災となった。

7. 広島県内の造船所における倒壊災害

(広島県呉市)

平成16年7月、コンテナ運搬船の建造作業中に船体ブロックが倒壊し、ブロック上で作業していた4名が墜落、2名が死亡、2名が負傷した。

8. 福井県内の原子力発電所における蒸気漏れ災害

(福井県三方郡)

平成16年8月、発電所の施設内で定期点検工事の準備作業を行っていたところ、天井付近の高温水配管が破裂し、高温の蒸気により5名が死亡、6名が負傷した。